

静岡文化芸術大学役職教員を補佐する職の設置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第11条の2第2項の規定に基づき、同規則第2条から第11条までに規定する職（以下、「役職教員」という。）を補佐する職（以下、「補佐」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 補佐は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 補佐を受ける役職教員が指示する事項について、所掌及び補佐すること
- (2) 補佐を受ける役職教員の指示に応じ、情報の収集及び企画・立案等を行うこと

(任期)

第3条 補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補佐する当該役職教員の任期の終期を超えることができない。

(選考及び任命)

第4条 学長は、補佐を受ける役職教員の意見を参考に専任教員の中から補佐候補者を選考し、理事長に申出を行い、理事長が任命する。

2 補佐は当該役職教員につき原則1名とする。

(委任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。